

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

安平町長様		給与 （ <small>義務者</small> 特別 徴収） （ <small>義務者</small> 特別 徴収）	氏名又は名称		④		特別徴収義務者 指 定 番 号		※ 町 処 理 欄		
平成 年 月 日提出			所 在 地		連 絡 先 の 氏 名 及 び 所 属 課、 係 名 並 び に 電 話 番 号		課 係 氏 名 電 話 ()				
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴 収 済 額		(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア)-(イ)		異 動 年 月 日		
受給者番号 (整理番号)	氏名								異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	退職時までの 給 与 支 払 額
給与の支払を受けなくなった後の住所			円	月から 月まで	円	. . .			1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (理由)	円 控 除 社 会 保 険 料 額 円
新しい勤務先 の 名 称 及 び 所 在 地				円							円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定			※ 町 記 入 欄
		徴収予定月日	徴 収 予 定 額	徴 収 予 定 額 合 計 (上記(ウ)と同額)	
1 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)		.	円	円	
2 異動が平成 年1月1日以降で、特別徴収の継続の 希望がないため。		.	円		
異 動 者 印		.	円		

退職の日が1月1日から4月30日までの場合、未徴収税額を一括徴収することが義務づけられています。

記載心得

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、町長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに町長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに町長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の町民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき町長に対する届出書は、その町長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「受給者番号（整理番号）」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号（整理番号）を記載してください。
- 4 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 5 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。
(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。
(2) 退職後平成 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。
(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。(注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)
① 異動が平成 年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。
② 平成 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
③ 死亡による退職であるため。
- 6 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
- 7 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 8 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額（退職者の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額）を記載してください。
- 9 ※印の欄には、記載しないでください。